

# 地方行革等について

平成 31 年 1 月 25 日  
行政 経 営 支 援 室

# 地方行革について

## <政府の取組>

### 【平成17～21年度】<集中改革プランの実施>

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定  
「今後の行革指針(H16.12)」「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請  
「新地方行革指針」(H17.3)(集中改革プランの作成・公表の要請)  
「地方行革新指針」(H18.8)(更なる定員の純減、公会計整備等)

### 【平成22年度～】<自主的・主体的な行革の推進>

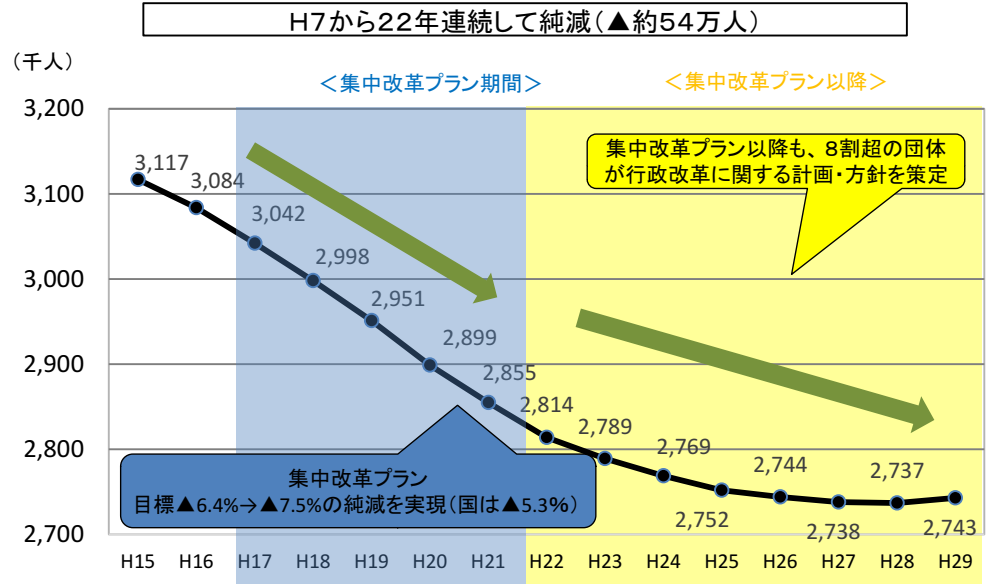
- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進  
(行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況  
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村  
1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点))

### 【平成27年度～】<地方行政サービス改革の推進>

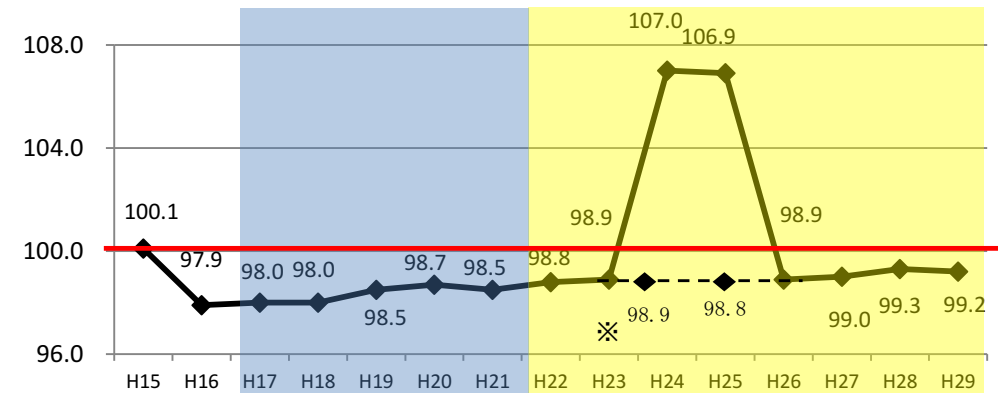
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、  
総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請  
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)  
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを  
活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大等)
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体  
における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を  
実施
- 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、  
その結果を広く公表

## <地方における職員数と給与水準の推移>

○地方公務員総数の推移



○ラスパイレス指数の推移



# 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日付け総務大臣通知）

## 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

### ○民間委託等の推進

- ▶ 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- ▶ 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

### ○指定管理者制度等の活用

- ▶ 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- ▶ 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

### ○地方独立行政法人制度の活用

- ▶ 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

### ○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- ▶ 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- ▶ 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

## 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- ▶ 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- ▶ 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

## 3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- ▶ 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- ▶ 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

## 4 地方自治体の財政マネジメントの強化

### ○公共施設等総合管理計画の策定促進

- ▶ 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

### ○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- ▶ 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

### ○公営企業会計の適用の推進

- ▶ 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

## 5 PPP/PFIの拡大

- ▶ 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットィングを図る。
- ▶ 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。

○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

# 地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

各団体の取組について、統一した様式で、見える化を実施

<公表項目>

民間委託の実施状況、指定管理者制度等の導入状況(施設区分別)、窓口業務の状況、庶務業務の集約化状況、自治体情報システムのクラウド化の状況、公共施設等総合管理計画の策定状況、地方公会計の整備について取組状況の見える化。

<公表イメージ>

〇〇県(◆◆市)

(平成29年4月1日現在)

## (1)民間委託

全国平均との比較

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃				
⋮				

類似団体との比較

## (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
体育館								
⋮								

## (3)窓口業務

総合窓口の設置

設置状況	→	予定時期
------	---	------

窓口業務の民間委託

委託状況	
------	--

PRの手法を用いた業務分

取組状況	→	業務改革効果
------	---	--------

【参考】

類似団体		全国(市区町村分)	
設置率	委託率	実施率	委託率

## (4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】		
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	類似団体	実施率	委託率
「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。【人口が万人未満の団体は回答不要】												
BPRの手法を用いた業務分析												
取組状況 → 業務改革効果												

## (5)自治体情報システムのクラウド化

実施済み	類型	実施時期	住基	税	国保	年金	福祉	【参考】	
								実施率(類似団体)	委託率
	自治体クラウド								
	単独クラウド								
実施予定	類型	実施予定時期		【参考】					
		自治体クラウド	単独クラウド	実施率(類似団体)	委託率				
検討中	検討状況		【参考】						
	自治体クラウド	単独クラウド	実施率(類似団体)	委託率					
未実施	実施しない理由		【参考】						
	自治体クラウド	単独クラウド	実施率(類似団体)	委託率					

## (6)公共施設等総合管理計画

策定済み	→	策定予定	→	策定予定時期
------	---	------	---	--------

## (7)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)				
作成済み	→	作成予定	→	作成完了予定年度

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

# 地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

各団体の取組について、比較可能な形で公表

<比較項目>

民間委託、指定管理者制度等、自治体情報システムのクラウド化等の取組状況について比較可能な形で公表。

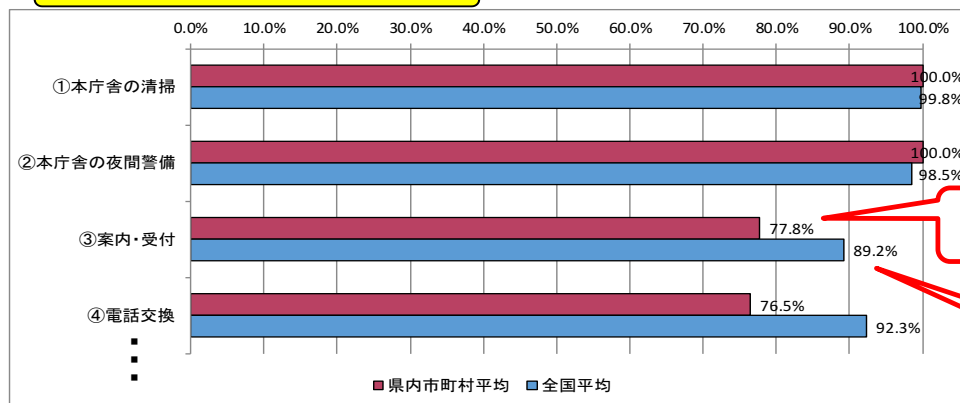
→ 都道府県間・指定都市間の比較、各都道府県内の市区町村の取組割合と全国平均の比較 等

<公表イメージ>

県内市町村の取組割合と、全国平均を比較可能

市区町村の実施状況を日本地図でプロット比較

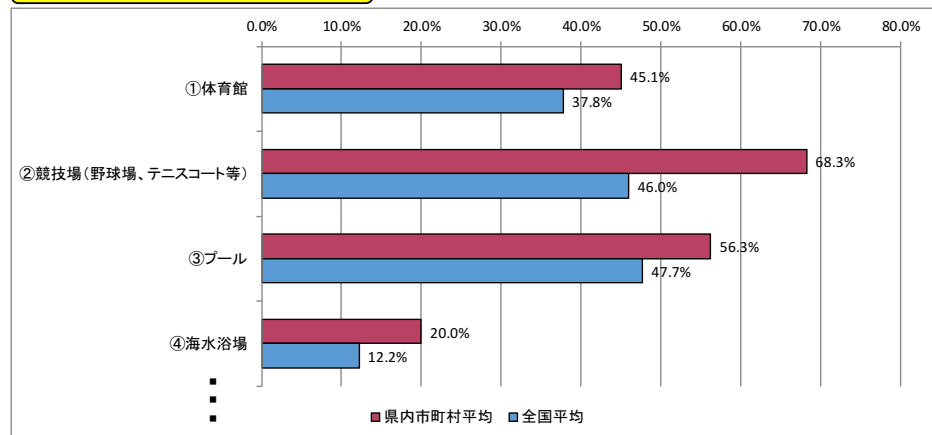
民間委託の実施状況【●●県】



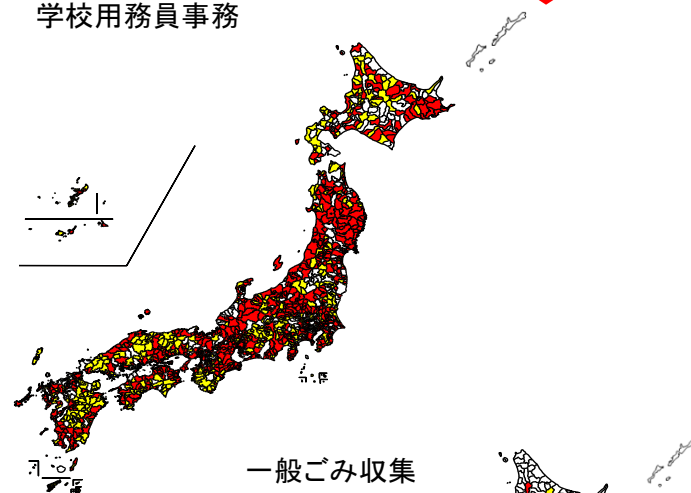
県内市町村平均

全国平均

指定管理者制度【●●県】



学校用務員事務



一般ごみ収集

白	委託有り
黄色	専任職員無し等
赤	委託無し

# 地方行政サービス改革の見える化・比較可能な形での公表（平成30年度取組概要）

## 都道府県・指定都市分

## 市区町村分

「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査について」（平成30年5月18日付通知）

地方行政サービス改革について、以下の各項目の取組状況に関する調査を発出・民間委託

- ・指定管理者制度等
- ・窓口業務（総合窓口の設置、民間委託）
- ・庶務事務の集約化
- ・BPRの手法を用いた業務分析の取組状況
- ・自治体情報システムのクラウド化
- ・公共施設等総合管理計画
- ・地方公会計の整備

・指定都市〆切  
平成30年6月14日  
・都道府県・市区町村〆切  
平成30年7月19日

平成30年7月～

総務省⇒指定都市

ヒアリング実施

- ・地方行政サービス改革の取組状況や今後の対応方針に関するヒアリングを実施

平成30年6月～7月

都道府県⇒管内市区町村 ヒアリング実施

- ・地方行政サービス改革の取組状況や今後の対応方針に関するヒアリングを実施

平成30年7月～9月

総務省⇒都道府県 ヒアリング実施

- ・本年度は都道府県分、市町村分のヒアリングを一緒に実施
- ・管内市区町村の取組状況や今後の対応方針についてヒアリングを実施
- ・窓口業務改革の課題やその課題への対応策、都道府県としての支援の方向性等についてもヒアリング

平成30年10月～

地方行政サービス改革の取組状況に関する調査結果の集計

～平成31年3月

地方行政サービス改革の取組状況について、見える化・比較可能な形での公表を実施

- ・各団体の見える化（個票）
- ・管内市区町村の取組割合と全国平均を比較
- ・市区町村の取組状況を日本地図にプロット

# 窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施状況について

## 窓口業務の民間委託の実施状況

平成29年4月1日時点

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	335団体	1,741団体	19.2%
指定都市	16団体	20団体	80.0%
特別区	19団体	23団体	82.6%
中核市	37団体	48団体	77.1%
指定都市・中核市以外の市	199団体	723団体	27.5%
町村	64団体	927団体	6.9%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

## 総合窓口の導入状況

平成29年4月1日時点

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	214団体	1,741団体	12.3%
指定都市	8団体	20団体	40.0%
特別区	6団体	23団体	26.1%
中核市	11団体	48団体	22.9%
指定都市・中核市以外の市	117団体	723団体	16.2%
町村	72団体	927団体	7.8%

## 庶務業務の集約化に関する実施状況について

平成29年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	45団体	47団体	95.7%
全市区町村	421団体	1,741団体	24.2%
指定都市	16団体	20団体	80.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	27団体	48団体	56.3%
指定都市・中核市以外の市	234団体	723団体	32.4%
町村	121団体	927団体	13.1%

## 地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取 組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p> <p>○A I・R P Aの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 (1) 窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 (2) 庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 (いずれも2014年10月現在⇒2020年度)</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○A I・R P Aなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】</p>	<p>2 2. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>2 3. I C TやA I等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める</p>



### 4-3 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けて、IT化と業務改革（その横展開を含む）を進めるため、マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示、先進的な業務改革の取組の横展開、自治体行政の様々な分野でのICTやAI等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減など、国・地方での業務のデジタル化・標準化を推進する。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>22 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及 団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う(窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する)</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p> <p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進(ホームページに公表)</p> <p>≪総務省≫</p>	<p>引き続き標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進するとともに、働きかけを実施した地方公共団体をフォローアップ</p> <p>導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>前年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進 ＜トップランナー方式の導入がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き導入を検討＞</p> <p>段階的に反映</p> <p>周知を推進</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す</p> <p>引き続き、導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>引き続き、周知を推進</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>23 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める</p> <p>自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。</p>	<p>自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を創設・実施</p> <p>AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAI導入について開発実証を行い、導入に当たっての標準仕様書及び手順のとりまとめを行うとともに、効果が実証された行政分野におけるRPA等導入のために補助する「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を実施</p> <p>《総務省》</p>	<p>「自治体行政スマートプロジェクト」を引き続き実施</p> <p>「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を引き続き実施</p>	<p>「自治体行政スマートプロジェクト」を引き続き実施</p> <p>「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」の成果を踏まえ、引き続き自治体へのAI・RPA導入を推進</p>	<p>OA I・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】</p>	<p>OA I・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>

# 業務改革モデルプロジェクト

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

- ・(中略)BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開(中略)を加速する。
- ・(中略)窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

5 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

- ・窓口業務の適正な民間委託等の加速(中略)をはじめとする様々な取組の全国展開(中略)を軸に、各種取組を進める。
- ・窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定フォーマットを作成・公表し、各自治体での活用を促す。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

3. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政等④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

業務改革モデルプロジェクトの実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定の簡便なツール策定等を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。



地方自治体における、①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務について、民間企業の協力のもとBPR※の手法を活用しながら、ICT化・オープン化・アウトソーシングなど、住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施。  
**【H30予算:0.8億円】**

※BPR(Business Process Reengineering):業務プロセスの再構築

(具体的な取組)

- 政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定取組が進んでいることから、今後取り組みが期待される中核市(人口規模20万人以上)、その他の市(人口規模10万人程度)を主なターゲットとして、2016~18年度の各年度でモデル団体を公募の上選定。(複数団体による共同提案も募集)
- BPRの手法を活用した業務分析や計画策定などの検討経費について国費で支援。
- ⇒ 汎用性のあるモデルを構築(業務改革におけるBPRの過程を含め、そのノウハウを抽出し公表)。他の自治体へ全国展開。
- ⇒ 地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)による地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加を踏まえ、その活用を推進。

# 業務改革モデルプロジェクト（募集結果概要）

## スケジュール

○募集期間：平成30年4月16日～5月15日  
○選定・公表：平成30年6月14日

○契約締結：平成30年6月以降  
○事業報告：平成31年2月末

## 提案事業概要

○①窓口業務改革や②内部管理業務改革に向けてBPRの手法を活用した業務分析や計画策定等を実施する取組

①窓口業務改革（総合窓口化とアウトソーシング一體的に行う取組）

- ・住民異動、戸籍届出、各種証明書発行、国民健康保険、介護保険等、別々の窓口で行っている事務手続きをワンストップ化する総合窓口の実施を念頭に業務フローを見直し、待ち時間の短縮等住民の利便性向上につなげるもの。
- ・窓口業務や庶務業務において、単に職員を集約するのではなく、入力業務等のバックヤード業務について、アウトソーシングを積極的に活用し、業務の効率化を図るもの。
- ・窓口関連業務における地方独立行政法人（申請等関係事務処理法人）の活用を検討するもの。

②内部管理業務改革（庶務事務の集約化を行う取組）

- ・人事・給与・旅費・福利厚生などの庶務業務について、各職員がシステム入力を行うよう業務フローを見直し、各課における庶務業務を集約化することで、業務の効率化を図るもの。

## 委託団体数

○委託団体数：7団体 深谷市（埼玉県）、足立区（東京都）、塩尻市（長野県）、掛川市（静岡県）、泉大津市（大阪府）、橋本市（和歌山県）、熊本市（熊本県）

## 事業実施のポイント

○民間事業者の知見やBPRの手法を活用しつつ、自治体職員自らが業務の棚卸しや業務分析、利用者（住民）ニーズの把握を実施し、効果的な業務フローを構築。

○業務フローの見直しにあわせて、アウトソーシングによる業務の効率化を検討。

○①と②の複合的な取組や関連する他の業務改革との複合的改革、時期ごとの繁閑への対応や窓口で対応を要する業務自体の質・量を軽減する新たな仕組みの導入等は引き続き模索。

○国の取組（業務マニュアル・標準委託仕様書の活用可能性の検証、歳出効率化等の成果の把握手法の検討、大都市以外の地方部の自治体の担い手確保等の課題解決方法の聴取等）との協力も視野。

# 平成30年度 業務改革モデルプロジェクト事業委託団体一覧

応募団体名	人口 H29.1.1時点	取組内容の特徴	選定理由	応募団体名	人口 H29.1.1時点	取組内容の特徴	選定理由
埼玉県 深谷市	144,696	セルフサービス化による窓口業務改革事業 ・マイナンバーカード等を用いた申請書作成の迅速化、顔認識を用いた本人確認の自動化等業務続に合ったICTツールの活用を検討 ・ICTの活用により窓口業務の完全自動化を進め、市民がセルフサービスで行政手続ができる環境を整備 ・窓口自動化により業務を省力化するとともに、相談対応等市民サービスの向上につながる業務への切替えを検討	マイナンバーカード活用や顔認識による本人確認等により窓口業務の完全自動化を検討する取組であり、窓口業務の省力化、市民の利便性向上が期待できる点を評価した	静岡県 掛川市	117,792	地方独立行政法人制度を活用した窓口業務改革事業 ・窓口関連業務における地方独立行政法人の活用を前提として、業務範囲の検討、業務フローの見直しを実施 ・周辺市町と業務共同化の可能性や広域連携における地方独立行政法人の活用を検討	窓口関連業務を行う地方独立行政法人の活用を全国で初めて具体的に検討する取組であり、その先駆性を評価した
東京都 足立区	681,281	全庁的な申請手続き等処理業務におけるRPAを活用した業務改革 ・大量処理が必要な一斉申請や現況届等の業務を対象にRPA、AI・OCRの活用を検討し、人口規模の大きな自治体での大量処理業務の省力化モデルを構築 ・複数申請受付において、OCRで申請書を一括読み込みの上、RPAにより個々の業務システムで同時に自動処理を行うシステムを構築し、処理時間の短縮を検討	(1)人口規模の大きな自治体における大量処理業務の省力化モデルであり、(2)OCR・RPAの活用により複数申請の一括自動処理を検討する取組であることから他自治体への汎用化が期待できる点を評価した	大阪府 泉大津市	75,577	泉大津市業務改革推進プロジェクト ・業務過多の状況にある窓口担当課及び内部管理事務を担う会計課、人事課等を対象に、現状分析、業務の「見える化」を実施し、ロボティクス、AI時代における公共サービスのあり方を検討 ・年度内を目標にRPA・AIパッケージを開発、複数自治体(6市を予定)が参画し、他自治体での汎用性を検証	(1)業務負担が大きな組織を対象に業務の省力化を検討すること、(2)モデル事業への協力自治体が多く、より汎用性の高いシステムの構築が期待できることを評価した
長野県 塩尻市	67,534	保育業務改革プロジェクト ・保育ニーズの多様化、所管課職員の時間外勤務時間増加の課題を受けて、保育園申請受付にRPA・OCRを、利用調整にAIを活用する実証実験を実施し、その精度や効果を検証 ・保育課業務を先行モデルとし、他課においても大量データからマッチングを図る業務や問合せ回答業務等活用の方向性を具体化し、職員が「人でなければならない業務」に注力できる環境を整備するとともに、市民の利便性向上を目指す	保育園業務をモデルケースに、自治体におけるRPA・AI等の活用可能性・効果を分析し、ロボットと人の「役割分担」に着目した取組である点を評価した	和歌山県 橋本市	64,382	RPA・AI OCRによる窓口業務改革及び県をまたぐ広域展開モデル推進事業～集約とネットワーク化～ ・同一システムを利用する他県自治体と広域連携し、RPA、AI・OCRの活用を検討 ・窓口業務の中でも特に長時間勤務の多い部署に重点を置き、RPA等の活用対象業務を分析 ・広域連携による窓口業務平準化を踏まえて、窓口関連業務における地方独立行政法人の設立(広域での設立を含む)について検討	(1)同一システムを利用する他県自治体と連携し、RPA、AI・OCRの活用による業務の効率化・省力化の効果を検証する取組であり、(2)窓口関連業務を行う地方独立行政法人の広域での活用を検討する点についても評価した
				熊本県 熊本市	733,844	Win-Winな窓口の実現(市民が利用しやすく、職員も働きやすい窓口) ・窓口業務の一連の流れに、人型ロボットによる案内やAI-OCRによる紙申請のデータ化、RPAを用いた住基システムへのデータ連携等、工程ごとに効果的なICT活用方法を分析し、他自治体でも汎用化できるモデルを構築 ・住民異動、児童手当、児童扶養手当等、繁忙期が異なる各種手続のシステム入力・審査環境を集約し、繁閑に左右されない体制を構築の上、入力業務にアウトソーシングを活用	窓口業務における複合的なICTの活用、繁閑の差を考慮した業務の集約化、アウトソーシングの検証等、政令指定都市を含めた他自治体にも汎用性がある取組である点を評価した

# 業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開

## 業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開

- 総務省では平成28年度から業務改革モデルプロジェクトを実施し、地方における歳出改革・効率化に向けてBPRを活用した業務改革の実施による官民協力した優良事例の創出や窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある取組みを支援。
- 業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開のため、
  - ① 平成28・29年度に業務改革モデルプロジェクトを実施した全団体の成果概要と報告書をHP上で公開
  - ② 都道府県行革担当・市町村担当、指定都市行革担当へのヒアリングで実施団体の成果を周知
  - ③ ブロック会議等の説明会において実施団体の成果を紹介
- 上記横展開をさらに加速させるため、以下により希望に応じて平成28・29年度業務改革モデルプロジェクト実施団体及び総務省の担当者を派遣し、よりきめ細やかな情報提供を実施（平成30年5月7日付事務連絡）。

## 概要

- 1 実施内容：平成28・29年度業務改革モデルプロジェクト実施団体及び総務省の担当者を派遣（旅費は総務省負担）。
- 2 対象団体：民間企業の協力のもと、BPRの手法を活用した業務分析や住民サービスの向上・歳出効率化等を伴う、新たな窓口業務改革や内部管理業務改革について、都道府県単位等で研修会、事例研究会等を実施する団体。

## 労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

## 人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

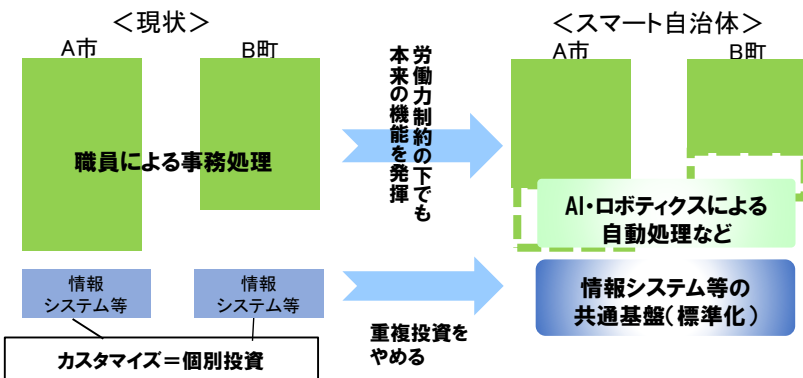
### スマート自治体への転換

#### <破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

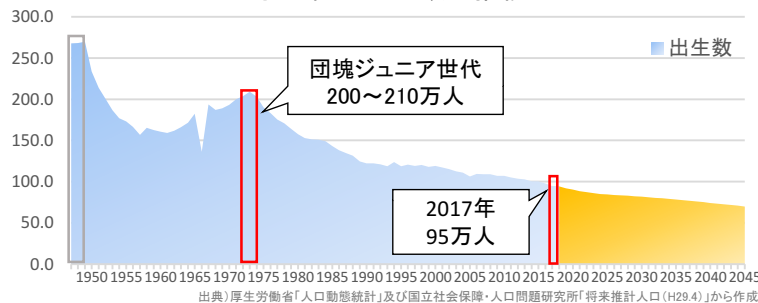
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、**AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理**するスマート自治体へ転換する必要。

#### <自治体行政の標準化・共通化>

- **標準化された共通基盤**を用いた効率的なサービス提供体制へ。
  - 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる枠組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。
- ⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないか。



<我が国の出生数の推移>



### 公共私によるくらしの維持

#### <プラットフォーム・ビルダーへの転換>

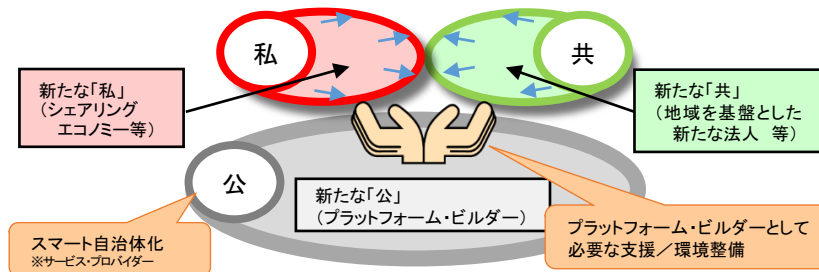
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。  
⇒ 自治体は、新しい**公共私相互間の協力関係**を構築する「**プラットフォーム・ビルダー**」へ転換する必要。
- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

#### <新しい公共私協力関係の構築>

- **全国一律の規制を見直し**、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど**技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能**が求められる。

#### <くらしを支える担い手の確保>

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、**人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組み**が必要。**地域を基盤とした新たな法人**が必要。
- 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。





### 【目的】

今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要がある。そこで、標記研究会では、(1)地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び(2)地方自治体におけるAI・ロボティクスの活用について実務上の課題の整理を行う。

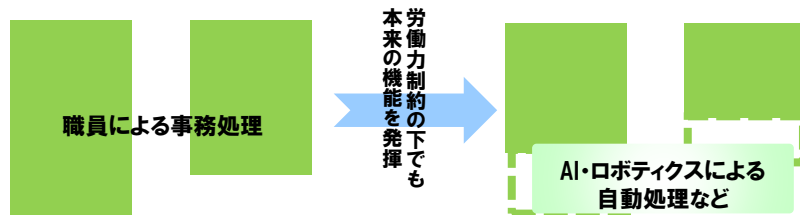
### 【検討事項】

#### ① 業務プロセス・システムの標準化



・業務プロセス、システム、様式・帳票をどのように標準化するかの方策を検討

#### ② AI・ロボティクスの活用



・AI・ロボティクスをどのような事務・分野に導入することが有効か。  
・AI・ロボティクスを効果的・効率的に導入するための方策

を検討

### 【委員】

國領 二郎 (座長)	慶應義塾大学総合政策学部教授 慶應義塾常任理事
石井 夏生利	筑波大学図書館情報メディア系准教授
磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
岩崎 尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所 研究院教授
楠 正憲	内閣官房政府CIO補佐官
庄司 昌彦	国際大学グローバル・コミュニケーション・ センター准教授
高橋 晃	町田市政策経営部経営改革室課長
長峯 道宏	千葉市総務局情報経営部 業務改革推進課長
廣瀬 大三	豊橋市総務部情報企画課長
山本 勲	慶應義塾大学商学部教授
渡邊 繁樹	地方公共団体情報システム機構 個人番号センター副センター長

### 【開催時期】

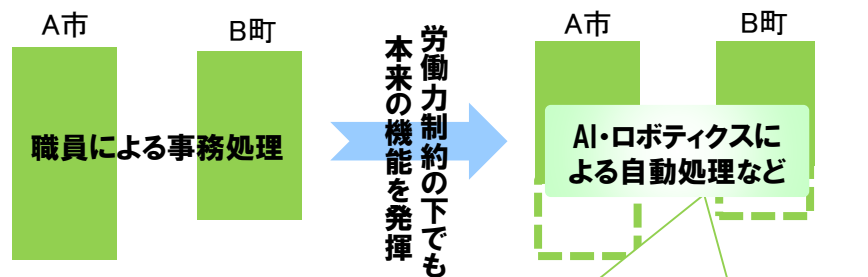
平成30年9月～平成31年春頃(予定)(月1～2回程度)

# 自治体行政スマートプロジェクト

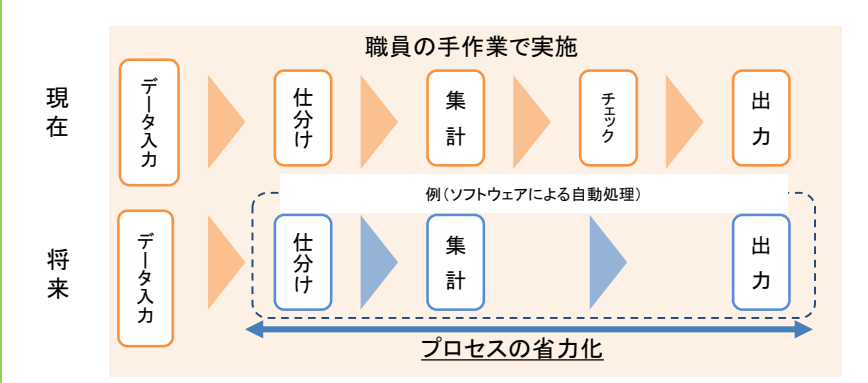
- 今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要がある。
- AI・ロボティクスが処理できる事務作業はAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体への転換を図るため、自治体行政の様々な分野で、複数団体による団体間比較を行いつつ、AI・ロボティクス等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するプロジェクトを創設。

【H31予算(案): 1.4億円(新規)】

※BPRによる業務プロセスの検討に要する費用



## 【業務プロセスの自動化・省力化のイメージ】



## 【目標・成果イメージ】

団体規模別標準モデルの構築

- 自治体の基幹的な業務（住基・税・福祉など）について、人口規模ごとに複数団体による団体間比較を実施。  
⇒ 人口規模ごとに業務の標準化の検討を実施

## 【BPRの方法】

業務体系の整理・見える化、比較調査・分析の実施、類似団体との意見交換。

- 人口規模ごとに実践モデルを形成。そのうち、AI・ロボティクス等を導入可能な業務プロセスを検証・把握。
- AI・ロボティクス等を導入した業務フローを定式化。  
・業務に最大限AI・ロボティクス等を導入することで、できる限り業務の自動化を進める。
- 導入による効果を検証。

# 地方自治法等の一部を改正する法律案（地方独立行政法人法の一部改正）概要

## 1 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加

H30.4.1施行

### 市町村の窓口関連業務における外部資源活用の課題

- 一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難
- 町村部等の小規模自治体では、事務量が少なく単独での委託先の確保が困難

(現行制度上の、住民異動窓口(転入届の受付かつ住民票の写しの交付)における業務フロー図)



外部資源活用の新たな選択肢として、地方独立行政法人に窓口関連業務を行わせることができることとする

- 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務のうち定型的なもの)を追加
- 申請等関係事務処理法人による窓口関連業務に対し、市町村がきめ細かく関与するため、情報提供・指導助言、報告徴収・立入検査、監督命令、停止命令及び直接執行を新たに規定する。
- 申請等関係事務処理法人は、その業務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において行い、当該市町村の長その他の執行機関が当該申請等関係事務を処理したものとしての効力を有することとする。
- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した申請等関係事務処理法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることが可能

## 2 地方独立行政法人における適正な業務の確保

(国の独立行政法人制度改革(平成26年度)等を踏まえた改正)

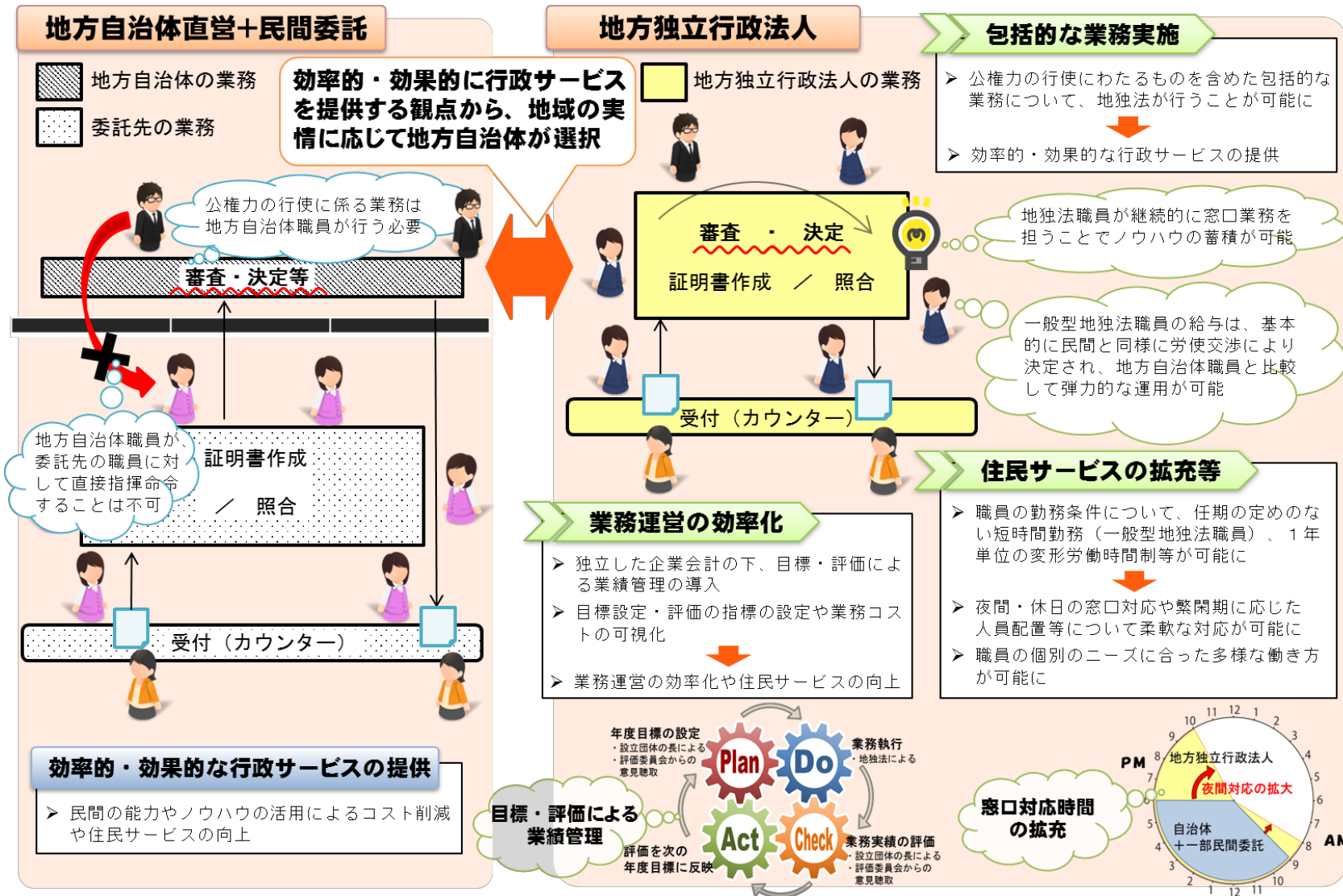
H30.4.1施行

(一部H32.4.1施行)

- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
  - 評価者を評価委員会から設立団体の長に変更(公立大学法人を除く)
  - 中期目標の具体化
  - 地独法に評価結果の反映等の義務付け 等
- 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
  - <内部統制体制の整備>
    - 業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載 等
  - <監事・会計監査人の機能強化>
    - 監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化 等
  - <設立団体の長からのガバナンス強化>
    - 設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令等

# 地方独立行政法人による窓口関連事務の実施

- 平成30年(2018年)4月から、地方独立行政法人に窓口関連業務を行えるように法律改正を実施。民間委託ができない「公権力の行使」にわたる事務(一部)を含め、一連の事務を実施することが可能になる。
- 市町村は、他の市町村が設立した地方独立行政法人に窓口関連業務を委託することもできる。



# 地方独立行政法人が行う窓口関連業務の内容

- ① 戸籍法による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ② 墓地、埋葬等に関する法律による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ③ 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑤ 地方税法による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑥ 狂犬病予防法による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑦ 道路運送車両法による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑧ 出入国管理及び難民認定法による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑨ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑩ 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑪ 母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑫ 住民基本台帳法による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑬ 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑭ 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑮ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑯ 介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑰ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑱ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑲ 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑳ 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ㉑ 上記のほか、政令で定める事務
- ㉒ 上記のほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
- ㉓ 上記に掲げる事務に係る地方自治法第227条の規定による手数料の徴収
- ㉔ ①から㉒までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第2条第3号に規定する申請に対する同条第2号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省令で定めるもの

# 申請等関係事務の範囲を定める総務省令の制定について

「地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第5条第1項の総務省令で定める事務を定める省令」(平成29年総務省令第79号)を制定(平成29年12月4日公布)。

## 対象となる主な事務

- 転居届の受理、住民票の写しの交付【住民基本台帳法】
- 母子健康手帳の交付【母子保健法】
- 国民健康保険被保険者証の交付【国民健康保険法】
- 国民年金の資格取得等の届出の受付【国民年金法】
- 介護保険被保険者証の交付【介護保険法】
- 臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付【道路運送車両法】
- 児童手当の支払い【児童手当法】
- 納税証明書の交付【地方税法】

## (参考) 省令において規定していない事務の主な内容

- 戸籍法(昭和22年法律第224号)【第1条】
  - ・本人等以外の者による請求(公用請求を除く。)に係る戸籍謄本等・除籍謄本等の交付決定
  - ・戸籍謄本等の請求者の確認のうち運転免許証等の提示以外の方法によるもの
- 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)【第9条】
  - ・国民健康保険証の返還決定及び命令
  - ・被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付決定
  - ・療養費・特別療養費・移送費の支給決定
- 母子保健法(昭和40年法律第141号)【第11条】
  - ・未熟児の養育医療の申請の審査、給付決定
- 児童手当法(昭和46年法律第73号)【第13条】
  - ・児童手当の全部又は一部の不支給
  - ・不正利得の徴収
  - ・受給資格者に対する調査
- 介護保険法(平成9年法律第123号)【第16条】
  - ・要介護認定・要支援認定における調査、審査、認定(変更認定を含む。)
  - ・認定審査会への判定の依頼、結果の受領
  - ・正当な理由なく調査等に従わない場合の要介護認定の申請の却下
  - ・要介護認定・要支援認定の取消し
  - ・介護給付等対象サービスの決定・変更
  - ・保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更
  - ・被保険者証への保険給付差止の記載及び記載の消除
  - ・被保険者証への給付減額等の記載及び記載の消除
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)【第18条】
  - ・職権で個人番号を変更する際の、個人番号が漏えいし不正に用いられるおそれがあるかどうかの判断
  - ・錯誤又は過失による通知カードの交付等がなされた場合の返納命令の判断
  - ・個人番号カードを紛失又は焼失した事実を疎明する資料に基づく個人番号カードの再交付の可否の判断
  - ・錯誤又は過失による個人番号カードの交付等がなされた場合の返納命令の判断
- 療育手帳に関する事務(法律に根拠規定がない事務)【第19条】
  - ・児童相談所等における療育手帳の交付に係る判定

# 地方独立行政法人が行うことができる申請等関係事務の範囲

地方独立行政法人が行うことができる申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

## 戸籍謄抄本等の交付

- 戸籍に記載されている者等による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る交付・交付拒否の決定
- 国又は地方公共団体の機関等による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る請求者に対する必要な説明の求め

## 地方税法に基づく納税証明書の交付

- 納税証明書の交付
- 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付

## 国民健康保険法による保険給付の支給

- 被保険者の資格取得及び喪失に関する事項等の届出の受理
- 被保険者証・被保険者資格証明書の再交付、検認及び更新
- 高齢受給者証の交付、検認及び更新 等

## 国民年金法による年金給付、一時金支給、保険料の免除・納付等

- 届出受理の厚生労働大臣への報告 等

## 母子保健法による母子健康手帳の交付、養育医療に要する費用の支給等

- 低体重の届出の受理
- 未熟児の養育医療の申請の受理 等

## 住民基本台帳及び戸籍の附票

- 住民票の写し等の交付 等

## 介護保険法による保険給付の支給

- 被保険証・負担割合証の交付決定
- 高額医療合算介護サービス費に係る証明書の交付決定 等

## 個人番号の指定又は個人番号カードの交付

- 個人番号の指定の決定
- 個人番号カードの交付決定 等

省令において申請等関係事務の対象外としている主な業務

## 戸籍謄抄本等の交付

- 本人等以外の者による請求（公用請求を除く。）に係る戸籍謄本等・除籍謄本等の交付決定
- 戸籍謄本等の請求者の確認のうち運転免許証等の提示以外の方法によるもの

## 国民健康保険法による保険給付の支給

- 国民健康保険証の返還決定及び命令
- 被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付決定
- 療養費・特別療養費・移送費の支給決定 等

## 国民年金法による年金給付、一時金支給、保険料の免除・納付等

- 国民年金の給付又は一時金の支給
- 保険料の免除又は納付猶予 等

## 母子保健法による母子健康手帳の交付、養育医療に要する費用の支給等

- 未熟児の養育医療に関する費用支給
- 未熟児の養育医療の申請の審査又は受給可否決定

## 住民基本台帳及び戸籍の附票

- 住民基本台帳及び戸籍の附票の作成 等

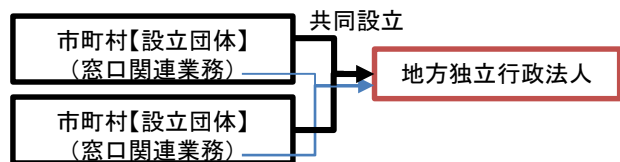
## 介護保険法による保険給付の支給

- 要介護認定・要支援認定における調査、審査及び認定
- 介護給付等対象サービスの決定・変更 等

# 複数市町村による地方独立行政法人の共同活用の新たな仕組み

## 現状と課題

- 現行制度上、複数の地方公共団体が設立団体として地方独立行政法人を「共同設立」し、活用することは可能。

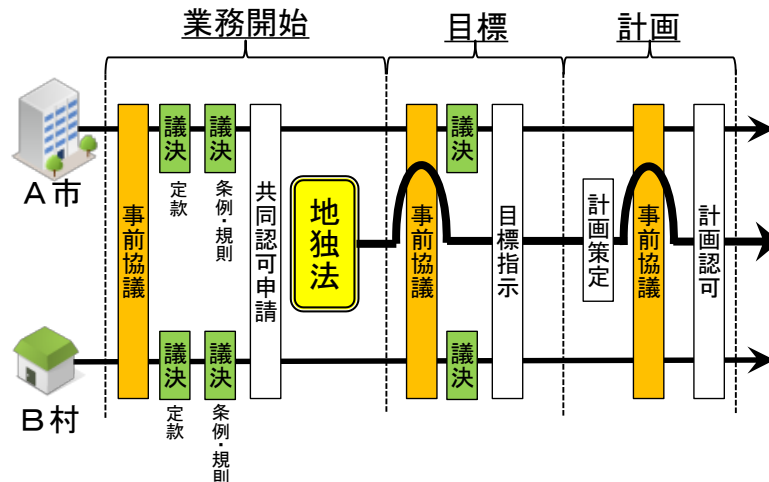


- しかしながら、設立団体間の事前協議が煩雑であり、また、ガバナンスが複雑化する等の課題。

(設立時に共同認可申請が必要、設立後も理事長・監事の任命、中期目標作成、中期計画認可等を設立団体の長が協議して定める必要)

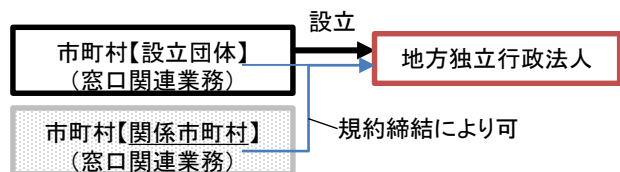
→ 活用事例は5件にとどまる(平成30年4月1日現在)。

【A市・B村の共同設立の場合】

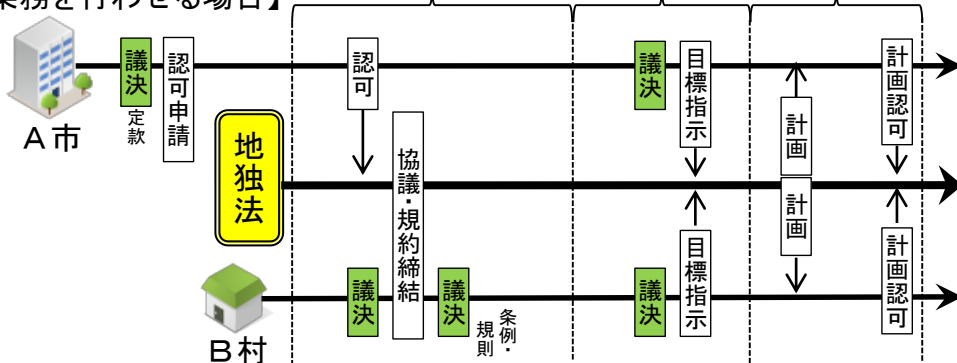


## 改正内容

- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した地方独立行政法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることを可能とする新たな共同活用の仕組みを整備する。



【B村がA市の設立した法人に業務を行わせる場合】



## 効果

- 市町村は単独では業務量が少ないため外部資源の活用が困難であっても、連携中枢都市等が設立した法人を活用することが容易になる。
- 地方独立行政法人にとっても、複数市町村の窓口業務を容易に受けられるようになることによって、適切な業務量を確保し、業務の効率化を図ることが可能になる。
- 複数市町村の窓口業務を一括して地方独立行政法人が行うことによって、事務フローの標準化、クラウドの活用等、業務改革が進む契機となる。



## 【参考】 地方独立行政法人役職員に採用可能な任用・勤務条件

事項		地方公務員	特定地方独立行政法人	一般地方独立行政法人
1. 任用				
任期の定めつき 短時間勤務職員	常勤職員並びの処遇を受けつつ、短時間勤務を選択することができる。	○	○	○
任期の定めのない 短時間勤務職員	常勤並びの処遇を受けつつ、短時間勤務を選択しながら、任期の定めなく働くことができる。	×	×	○
2. シフト制				
1ヶ月単位の 変形労働制	1ヶ月を平均し、1週間の総労働時間40時間以内で特定の日や週について法定労働時間を超えて働かせることができる	○	○	○
フレックス タイム制	清算期間(1ヶ月以内)の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業、就業の時刻を自らの意思で決めて働くことができる	×	○	○
1年単位の 変形労働制	対象期間(1ヶ月～1年)を平均し、1週間の総労働時間40時間以内で特定の日や週について法定労働時間を超えて働かせることができる	×	○	○
3. 給与形態				
労使交渉を経た 給与決定	給与を、労使交渉を経て決定できる	×	○	○

# 行政経営支援室が実施する定例調査

	テーマ	サイクル	前回	今年度 (次回予定)
1	地方行政サービス改革の取組状況	毎年度	H29	H30 (H31)
2	指定管理者制度の導入状況	概ね3年毎	H27	H30 (H33)
-	行政評価の取組状況	概ね3年毎	H28	(H31)
-	情報公開条例の制定状況	概ね3年毎	H29	(H32)
-	行政手続条例の制定状況	概ね3年毎	H29	(H32)
-	意見公募手続制度の制定状況	概ね3年毎	H29	(H32)
-	公文書管理条例等の制定状況	概ね3年毎	H29	(H32)